

岡山県農林水産総合センターにおける  
競争的資金等の不正使用防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県農林水産総合センター（以下「総合センター」という。）における研究員等の競争的資金等の不正使用防止及び不正使用に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等（以下「不正使用防止等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正使用」とは、総合センターの研究員等又は総合センターの研究員等であった者が総合センター在職中に行った、故意又は重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の研究費執行における岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）、その他関係法令等に違反した研究費の不正使用をいう。

(不正使用防止のための方策)

第3条 最高管理責任者は、不正使用防止等に関する計画の策定並びに啓発活動の企画及び実施その他不正使用防止等に関し必要な方策を講ずるものとする。

(窓口の設置)

第4条 最高管理責任者は、総合センター内外からの不正使用に関する申立て、情報提供、相談、照会等に対応するための窓口を、総合センター総務課に設置する。  
2 不正使用の疑いが存在すると思料する者は、窓口で申立てを行うことができる。ただし、この場合、所属・職・氏名、不正使用の内容等必要な事項を記載した書面によるものとする。

(予備調査)

第5条 最高管理責任者は、前条第2項の申立てがあった場合、統括管理責任者及び事務責任者に速やかに予備調査を実施させるものとする。  
2 予備調査は、通報（告発）内容の合理性等について調査するものとし、本格的な調査の実施についての可否を判断するものとする。  
3 予備調査の実施にあたって、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。  
4 統括管理責任者は、申立ての受付から30日以内に予備調査の結果を速やかに最高管理責任者及び競争的資金等の配分機関に報告しなければならない。

(調査委員会)

第6条 最高管理責任者は、前条の予備調査の報告に基づき不正使用が存在しないこと

を確認できなかった場合、又は不正使用が存在することが明らかな場合には、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、当該研究活動の全構成員及び告発者と直接の利害関係を有しない者の中から、関係研究所の職員若干名及びセンター外の者2名以上をもって組織する。
- 3 委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 調査委員会は、必要があるときは、関係研究員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 関係研究員等は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。
- 6 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査することができる。
  - (1) 関係者からの聴取
  - (2) 関係資料等の調査
  - (3) その他調査に必要な事項
- 7 調査委員会における調査は、公平不偏に実施しなければならない。
- 8 調査委員会は、調査結果の報告を行うにあたっては、被通報（被告発）者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査委員会は、調査結果を速やかに最高管理責任者及び競争的資金等の配分機関に報告しなければならない。

#### （調査結果の処理）

第7条 最高管理責任者は、前条第9項の報告に基づき不正使用の存在が確認された場合は、速やかに任命権者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合には、申立者へその旨を通知するとともに、対象研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとるものとする。

#### （申立者及び調査協力者の保護）

第8条 不正使用に関する申立者及び調査協力者に対しては、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行わなければならない。ただし、悪意をもって虚偽の申立てを行った者に対しては、必要な措置を講ずることができる。

#### （守秘義務）

第9条 最高管理責任者及び調査委員会の委員は、この規程に基づく調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### （事務）

第10条 不正使用防止等に関する事務は、総合センター総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、不正使用防止等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。